

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
2024 年 6 月 21 日			
広島県知事 様			
提出者			
住所		広島県三次市十日市東一丁目8番13号	
氏名		株式会社 加藤組 代表取締役 加藤 修司	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号		0824-63-5117	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称		株式会社 加藤組	
事業場の所在地		広島県三次市十日市東一丁目8番13号	
事業の種類		06 総合建設業	
産業廃棄物処理計画における計画期間		2023年 4月 1日 ~ 2024年 3月31日	
産業廃棄物処理計画における目標値			
別紙4のとおり			
項目		目標値	
項目		目標値	
排出量		t	
全処理委託量		t	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t	
優良認定処理業者への処理委託量		t	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t	
再生利用業者への処理委託量		t	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t	
認定熱回収業者への処理委託量		t	
自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行う産業廃棄物の量		t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	
※事務処理欄			

計画の実施状況

有償物量

不要物等発生量

排出量

①0

項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

(産業廃棄物の種類:)

別紙3のとおり

自ら直接再生利用した量

②

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量

③

自ら中間処理した量

④

④のうち熱回収を行った量

⑤

自ら中間処理した後の残さ量

⑥

自ら中間処理により減量した量

⑦

自ら中間処理した後再生利用した量

⑧

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

⑨

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量

⑩

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量

⑪

⑩のうち再生利用業者への処理委託量

⑫

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

⑭

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙3-その1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(2023年度実績)

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
燃え殻	0.45									0.45	0.45	0.45		
汚泥	225.41									225.41		225.41		
廃油	1.04									1.04		1.04		
廃酸														
廃アルカリ														
廃プラスチック類	280.126									280.126		280.126		
廃タイヤ	0.22									0.22		0.22		
紙くず	2.58									2.58		2.58		
木くず	470.575									470.575		470.575		
繊維くず														
動植物性残さ	0.04									0.04				
動物系固形不要物														
ゴムくず														
金属くず	18.607									18.607		18.607		
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	9.45									9.45		9.45		
石膏ボード	21.81									21.81		21.81		
鋳さい														
がれき類	78.596									78.596		78.596		
動物のふん尿														
動物の死体														
ばいじん														
コンクリート破片	1697.66									1697.66		1697.66		
アスファルト・コンクリート破片	573.31									573.31		573.31		
建設混合廃棄物	0.65									0.65	0.65	0.65		
石綿含有産業廃棄物	17.76									17.76		17.76		
廃電気機械器具	0.018									0.018		0.018		
廃電池類														
合計	3398.302	0	0	0	0	0	0	0	0	3398.302	1.1	3398.262	0	0

別紙3-その2

	実 績 値(単位:トン/年)									
	① 排出量	②+⑧ 自ら再生利 用を行った量	⑤ 自ら熱回収 を行った量	⑦ 自ら中間処 理により減量 した量	③+⑨ 自ら埋立処 分又は海洋 投入処分を 行った量	⑩ 全処理委託 量	⑪ 優良認定処 理業者への 処理委託量	⑫ 再生利用業 者への処理 委託量	⑬ 熱回収認定 業者への処 理委託量	⑭ 熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う 業者への処 理委託量
産業廃棄物の種類										
燃え殻	0.45	0	0	0	0	0.45	0.45	0.45	0	0
汚泥	225.41	0	0	0	0	225.41	0	225.41	0	0
廃油	1.04	0	0	0	0	1.04	0	1.04	0	0
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類	280.126	0	0	0	0	280.126	0	280.126	0	0
廃タイヤ	0.22	0	0	0	0	0.22	0	0.22	0	0
紙くず	2.58	0	0	0	0	2.58	0	2.58	0	0
木くず	470.575	0	0	0	0	470.575	0	470.575	0	0
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	0.04	0	0	0	0	0.04	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	18.607	0	0	0	0	18.607	0	18.607	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	9.45	0	0	0	0	9.45	0	9.45	0	0
石膏ボード	21.81	0	0	0	0	21.81	0	21.81	0	0
鋳さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	78.596	0	0	0	0	78.596	0	78.596	0	0
動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コンクリート破片	1697.66	0	0	0	0	1697.66	0	1697.66	0	0
アスファルト・コンクリート破片	573.31	0	0	0	0	573.31	0	573.31	0	0
建設混合廃棄物	0.65	0	0	0	0	0.65	0.65	0.65	0	0
石綿含有産業廃棄物	17.76	0	0	0	0	17.76	0	17.76	0	0
廃電気機械器具	0.018					0.018		0.018		
廃電池類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3398.302	0	0	0	0	3398.302	1.1	3398.262	0	0

別紙4(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(2023年度実績)

単位:トン/年

目標値 (前年度に提出した産業廃棄物処理計画の計画値)		実績値	
排出量	13,653.901	①排出量	3,398.302
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.000	②+⑧自ら直接再生利用を行った量	0.000
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.000	⑤自ら熱回収を行った量	0.000
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.000	⑦自ら中間処理により減量した量	0.000
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.000	③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000
全処理委託量	13,653.901	⑩全処理委託量	3,398.302
優良認定処理業者への処理委託量	0.000	⑪優良認定処理業者への処理委託量	1.100
再生利用業者への処理委託量	13,653.901	⑫再生利用業者への処理委託量	3,398.262
熱回収認定業者への処理委託量	0.000	⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.000
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000

産業廃棄物処理計画書	
2024 年 6 月 21 日	
広島県知事 様	
提出者	
住所	広島県三次市十日市東一丁目8番13号
氏名	株式会社 加藤組 代表取締役 加藤 修司
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	0824-63-5117
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 加藤組
事業場の所在地	広島県三次市十日市東一丁目8番13号
計画期間	2024年 4月 1日 ～ 2025年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙 1, 2 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（２０２３年度）実績量

計画：今年度（２０２４年度）計画量

単位：トン／年

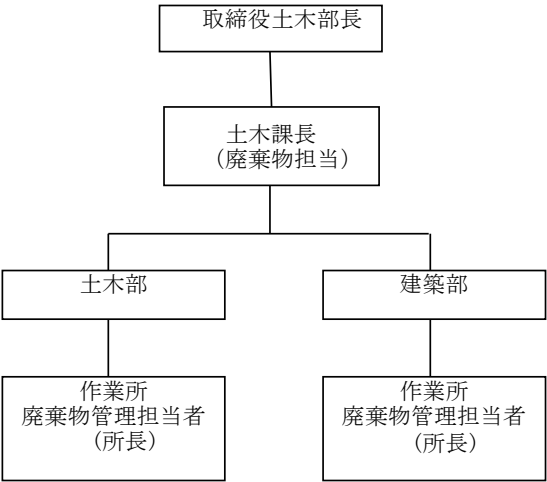
産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻	0.45	0.4									0.45	0.4	0.45	0.4	0.45	0.4				
汚泥	225.41	220									225.41	220			225.41	220				
廃油	1.04	1									1.04	1			1.04	1				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	280.126	250									280.126	250			280.126	250				
廃タイヤ	0.22	0.1									0.22	0.1			0.22	0.1				
紙くず	2.58	2									2.58	2			2.58	2				
木くず	470.575	450									470.575	450			470.575	450				
繊維くず																				
動植物性残さ	0.04	0.04									0.04	0.04								
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	18.607	18									18.607	18			18.607	18				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	9.45	9									9.45	9			9.45	9				
石膏ボード	21.81	20									21.81	20			21.81	20				
鋳さい																				
がれき類	78.596	70									78.596	70			78.596	70				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
コンクリート破片	1697.66	1600									1697.66	1600			1697.66	1600				
アスファルト・コンクリート破片	573.31	550									573.31	550			573.31	550				
建設混合廃棄物	0.65	0.6									0.65	0.6	0.65	0.6	0.65	0.6				
石綿含有産業廃棄物	17.76	15									17.76	15			17.76	15				
廃電気機械器具	0.018	0.01									0.018	0.01			0.018	0.01				
廃電池類																				
合計	3398.302	3206.15	0	0	0	0	0	0	0	0	3398.302	3206.15	1.1	1	3398.262	3206.11	0	0	0	0

別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	(D06) 総合建設業
②事業の規模	完成工事高 6,072,000千円 (2023年度)
③従業員数	137名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物発生（各工事現場） ⇒ 収集・運搬（自社運搬または収集運搬業者） ⇒ 処分（処理業者）

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図）



3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 必要以上の取壊し作業等を抑制し、産業廃棄物量の抑制を図る。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後もこれまでと同様の抑制に関する取り組みを行う。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の置き場所を設定し、種類ごとに分別管理している。 毎年1回、「廃棄物処理法の概要(広島県環境県民局産業廃棄物対策課)」に基づき、社内教育を実施している。
②計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 法に基づき、分別処理を行う。社内で廃棄物処理法の理解を深めるため、今後も毎年1回、社内教育を実施していく。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現在、再生処理業者と適正な委託契約を締結している。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も再生処理業者と適正な委託契約を締結する。